

議案第29号

平成24年度愛西市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度愛西市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	9,825	戸
(2) 年間総給水量	3,250,000	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	8,904	m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水道事業収益	445,804	千円
第1項	営業収益	444,262	千円
第2項	営業外収益	1,529	千円
第3項	特別利益	13	千円
		支 出	
第1款	水道事業費用	505,936	千円
第1項	営業費用	483,251	千円
第2項	営業外費用	11,681	千円
第3項	特別損失	6,004	千円
第4項	予備費	5,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額157,979千円は積立金8,591千円、過年度分損益勘定留保資金139,428千円、当年度分消費税資本的収支調整額9,960千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	75,538	千円
第1項	分担金	8,083	千円
第2項	工事負担金	60,000	千円
第3項	他会計出資金	7,455	千円

支 出

第1款	資本的支出	233,517	千円
第1項	建設改良費	222,099	千円
第2項	企業債償還金	11,418	千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 65,411 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,097千円と定める。

平成24年2月28日提出

愛西市長 八木 忠 男